

# アリモドキゾウムシの緊急防除実施状況

## ——一部地域の根絶を確認——

平成2年これまで発生が確認されていなかった鹿児島県西之表市(種子島)の一部地域でアリモドキゾウムシの発生が確認されたため、平成3年から植物防疫法に基づく緊急防除が開始され、本虫が発生した地域からのサツマイモ等の移動が禁止された。また、平成6年新たに鹿児島県山川町で本虫の発生が確認され、同様の措置がとられている。

関係者の努力の結果、これらの地域のうち西之表市大字住吉においては平成6年8月から、山川町においては平成6年10月から本虫の発生が確認

されなくなった。

植物防疫所が行った駆除確認調査の結果においても、本虫の発生は確認されず、当該地域におけるアリモドキゾウムシは根絶されたものと判断された。このため、農林水産省は平成7年12月31日付けで根絶された地域の移動禁止措置を解除し、サツマイモ等の移動が再び可能となった。

なお、残る発生地域(西之表市大字西之表)についても発生密度が下がっており、根絶に向けて引き続き防除を続けることとしている。

## 海外のニュース

# オランダに発生したジャガイモの青枯病

イギリス、ドイツ、フランス、オランダ等を中心とする西ヨーロッパにおいては、ジャガイモの青枯病(*Pseudomonas solanacearum*)の発生報告は全くなく、欧州連合(EU)域内では本病は厳しい検疫の対象となっている。しかし、昨年9月初旬オランダのジャガイモ生産地域で同病の発生が確認された。

この発生は、ジャガイモの栽培関係者と同様にオランダ産種ジャガイモを使用する者、特にオランダは毎年750千トンの種ジャガイモを80カ国以上に輸出しているため、その輸入者の重大な関心を引くところとなった。

このため、オランダはEUの「植物検疫に関する常設委員会」を始め各国の防疫機関に同病の発生について通報し、種ジャガイモについて「植物検疫証明書」(EU域内にあっては「植物パスポート」)の発行を急ぎよ停止した。

同病のまん延防止、撲滅を図るために1995年産のすべての種ジャガイモについて青枯病検定を行い、また発生経路、範囲を確定するための綿密な発生調査および追跡調査を行っている。青枯病の検定は、ジャガイモ25トン当たり1サンプルを採

取して蛍光抗体法を用いて調べ、疑わしい場合はトマトへの接種試験を行い確認するものである。同年11月現在、既に325千トンの検定が終了し、発病の確認または疑わしい場合が62ほ場あることが判明している。

この検定により無病であることが確認された種ジャガイモについては検疫証明書が発行されることになっており、種ジャガイモの輸出が遅れる等の影響があるが、1995年内には検定がすべて終了する見通しである。

同国の検疫当局は追跡調査により最初の汚染は種ジャガイモによるもので、その後作業機械を介して広がったものと考えている。なお、発生を確認したほ場は厳重に検疫され、今後収穫ジャガイモはすべて廃棄処分する措置が採られることになっている。

(NIVAA発行: 'INFO BULLETIN')

発行所 横浜植物防疫所  
〒231 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎 ☎(045)211-7155  
発行人 大川 義 清  
編集責任者 秦 二 郎  
印刷所 内村印刷株式会社